

教育制度論

教育制度論 第6テーマ

日本教育制度史概要

担当教員について

- ・中村裕（保育科所属） 3904研究室

連絡先（主に授業の内容に対する質問）：

yutakan@wa.seitoku.ac.jp

※Moodleのシステムについては総合メディア室、履修関係については教育支援課へお尋ねください（教員ではお答えできません）。

授業の進め方について

- ・トピックごとに、レジュメ、補足・解説、小テストをアップロードしておきます。
- ・レジュメ(通学授業で配布するものと同じ)と、補足・解説を照らし合わせて、内容の理解を図ってください。

小テストの補足

- ・以下では常体で述べていきます。



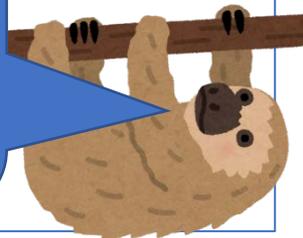
今回、内容的な補足はあまりない。

小テストの補足

・第5テーマの小テストは、以下の内容から構成される。

- ・教育の定義
- ・公教育と私教育
- ・公教育の歴史の概要

それなりに難しい。



小テストの補足

- ・保育者は、職として教育、特に「組織的な教育」に従事する。
- ・そのため、「教育とは何か」ということについては基礎的な理解が不可欠である。
- ・「公教育の歴史」は、現実の幼児教育・保育との関連性が強くはない。ただ、次頁のようにまったく無関係というわけでもない。

小テストの補足

・スパルタの「戦士の育成」、ルターの「キリスト教徒の育成」のように、公教育には「〇〇という人間を作る」という目的や機能がある。

・今の公教育にもそうした目的や機能はあり、そしてそれが期待されているという側面もある。



「幼児期の終わりまでに育ててほしい子どもの姿や能力」は、まさにこれである。

小テストの補足

【総評】

全体としてはよく解答されている。

ようやく本題に……

ようやく本題に……



以上を踏まえて、第6テーマへ入る。

日本教育制度史概要

教育制度の変遷と教育の機会均等

I 日本の教育制度略史

II 学校系統の変遷

III 教育の機会均等



日本教育制度史概要

教育制度の変遷と教育の機会均等

I 日本の教育制度略史

II 学校系統の変遷

III 教育の機会均等



Iは簡単に見ていく。II, IIIは理解にしても憶えるにしても意味でもなかなか難しい。

本テーマの要点

- ・本テーマの要点は複雑である。

以下にも示すが、基本的には本テーマ最後のスライドを参照して欲しい。



今回は(も)歴史と理屈の話なので
なかなか難しい内容になっている。

本テーマの要点

- 日本の公教育制度略史
 - 公教育制度不在の時代
 - 公教育制度の構築を目指した時代
 - 近年の動向
- 複線型学校体系、分岐型学校体系、単線型学校体系
- 「教育の機会均等」の意味

本テーマの要点

- 日本の公教育制度略史
 - 公教育制度不在の時代
 - 公教育制度の構築を目指した時代
 - 近年の動向
- 複線型学校体系、分岐型学校体系、単線型学校体系

▪ 「教育の機会均等」の意味

暗記的な内容が大半、考える内容が少し。



いよいよ本題に……

- では、レジユメの補足・解説に移る。
- 必須ではないが、レジユメをプリントアウトし、そこへ書き込む方式が解きやすい。
- 少なくとも、設問への解答はノート等へ記した方が定期試験などにとっては有用である。

第6テーマ 日本教育制度史概要

I 日本の教育制度略史

I 日本の教育制度略史

- 1 江戸時代まで(略)
- 2 明治時代～第二次世界大戦の終わりまで
- 3 第二次世界大戦以後

I 日本の教育制度略史

1 江戸時代まで(略)

2 明治時代～第二次世界大戦の終わりまで

3 第二次世界大戦以後

こうした流れを詳細に追うことはできないので、
大まかな流れを確認する。

I 日本の教育制度略史

1 江戸時代まで(略)

- ・全国に、以下のような教育施設が散在していた。

※試験という意味では以下を憶える必要はない。

※受験を考えている学生は、自治体によってはある程度憶える必要があるかもしれない。

I 日本の教育制度略史

1 江戸時代まで(略)

- 全国に、以下のような教育施設が散在していた。
 - 藩校：武士の子弟向けの教育施設
 - 寺子屋：庶民の子弟向けの教育施設
 - 郷学：武士・庶民の子弟向けの教育施設
 - 私塾：学者などが私的に開いた教育施設など*

*広瀬淡窓(咸宜園)、緒方洪庵(適塾)、鳴滝塾(シーボルト)、吉田松陰(松下村塾)など

I 日本の教育制度略史

1 江戸時代まで(略)

- ・全国に、以下のような教育施設が散在していた。

※重要点としては、これらが「**全国共通の公教育制度を構成してはいなかった**」ということである。

※しばしば誤解があるが、江戸時代の日本列島は小国家(藩)の連合体であって「日本」という統一の政体があるわけではなかった。すなわち……

I 日本の教育制度略史

1 江戸時代まで(略)

※いわゆる幕藩体制のもとで、江戸幕府は強大な財政力と軍事力とをもって各藩を統御していたが、具体的に行政支配していたわけではない。

→当然、各地の教育システムは藩により異なる。

→教育の地域格差には著しいものがあった。

I 日本の教育制度略史

1 江戸時代まで(略)

【重要】

端的には、江戸時代までにおいて全国共通の公教育制度は存在しなかった。

日本という統一国家において全国共通の公教育制度の構築が目指されたのは明治時代以後である。

I 日本の教育制度略史

2 明治時代～第二次世界大戦の終わりまで

※ここも、【重要】以外は流し読みで良い。

I 日本の教育制度略史

2 明治時代～第二次世界大戦の終わりまで

※江戸時代の日本列島は小国家の連合体であった。

※しかし、黒船来航などを契機に列島へ統一政体を樹立する必要が認識された。

※最終的には、「天皇を中心とした国民国家」を樹立しようとする勢力が権力を握った。

これがいわゆる明治維新である。

I 日本の教育制度略史

2 明治時代～第二次世界大戦の終わりまで

【確認】

☆小国家の連合体（江戸時代）



天皇を中心とする「日本」という国民国家（明治時代）

※以下の過程で求められたのは、全国共通の制度であり、天皇→国民へ至る統一的な支配体制であった。

I 日本の教育制度略史

2 明治時代～第二次世界大戦の終わりまで

※教育制度も全国共通化された。

これは、①点在する様々な教育施設を一定基準の下で管理するという側面と、②教育により統一的な臣民(国民)を育成するという側面があった。



【重要】 下線部から何かを想起した学生はよく学んでいる。

I 日本の教育制度略史

2 明治時代～第二次世界大戦の終わりまで

※教育制度も全国共通化された。

これは、①点在する様々な教育施設を一定基準の下で管理するという側面と、②教育により統一的な臣民(国民)を育成するという側面があった。



【重要】

すなわち、典型的な「近世公教育」的である。

I 日本の教育制度略史

2 明治時代～第二次世界大戦の終わりまで

※教育制度も全国共通化された。

【重要】 1872年の「学制」は、日本最初の統一的
教育制度を作ろうとする試みであったが、
順調には進まなかった。

I 日本の教育制度略史

2 明治時代～第二次世界大戦の終わりまで

※教育制度も全国共通化された。

【重要】その後、いくつかの勅令が出て、明治期の公教育制度が一応の形を取った時期が1890年頃である。

【重要】「**教育勅語**」(1890)は既習である。
戦前の教育を支える根本方針である。

I 日本の教育制度略史

3 第二次世界大戦以後

I 日本の教育制度略史

3 第二次世界大戦以後



明治期以後、日本はいくつかの戦争を経て、1945年には敗戦を経験した。

I 日本の教育制度略史

3 第二次世界大戦以後

- ・敗戦を経て、日本という国家は変化した。
- ・戦前戦後の変化については様々な主義主張が錯綜する。

- ・以下では、客観的に、簡潔に事実を述べていく。

- ・【重要】など強調している部分以外は流し読みで良い。

I 日本の教育制度略史

3 第二次世界大戦以後

- ・戦後の教育改革は、文部省ではなく連合軍の総司令部（GHQ）が主導した。



この人(D. M)が有名ですな。



I 日本の教育制度略史

3 第二次世界大戦以後

- 戦後の教育改革は、文部省ではなく連合軍の総司令部（GHQ）が主導した。
- その方針は、主に以下の通りである。
 - 教育からの国家主義・軍国主義の排除
 - 教育制度を通じた自由・民主主義・平和の実現

そして.....



I 日本の教育制度略史

3 第二次世界大戦以後

- 戦後の教育改革は、文部省ではなく連合軍の総司令部（GHQ）が主導した。
- 第一次教育使節団（27名）...1946年3月
- 第二次教育使節団（5名）...1950年8月

アメリカから「教育使節団」が来日する。



I 日本の教育制度略史

3 第二次世界大戦以後

- 戦後の教育改革は、文部省ではなく連合軍の総司令部（GHQ）が主導した。
- 第一次教育使節団（27名）...1946年3月
- 第二次教育使節団（5名）...1950年8月

「教育使節団」が示した方針は次頁の通り。



I 日本の教育制度略史

3 第二次世界大戦以後

- 第一次アメリカ教育使節団の教育改革方針
- 教育の機会均等.....教育の機会を等しくする。
- 教育の地方分権.....地方へ教育の管理運営を委ねる。
- 男女共学、9年制義務教育...共通の6・3・3制を導入する。
- 教員養成の開放制.....多様な教員養成を認める。
- 高等教育の拡大.....大衆へ高等教育を開放する。
- 国語改革.....ローマ字を採用する。

逐一憶える必要はないが.....



I 日本の教育制度略史

3 第二次世界大戦以後

- 第一次アメリカ教育使節団の教育改革方針
- 教育の機会均等.....教育の機会を等しくする。
- 教育の地方分権.....地方へ教育の管理運営を委ねる。
- 男女共学、9年制義務教育...共通の6・3・3制を導入する。
- 教員養成の開放制.....多様な教員養成を認める。
- 高等教育の拡大.....大衆へ高等教育を開放する。
- 国語改革.....ローマ字を採用する。

ざっと眺め、「あれ？」と思わないでしょうか。



I 日本の教育制度略史

3 第二次世界大戦以後

- 第一次アメリカ教育使節団の教育改革方針
- 教育の機会均等.....教育の機会を等しくする。
- 教育の地方分権.....地方へ教育の管理運営を委ねる。
- 男女共学、9年制義務教育...共通の6・3・3制を導入する。
- 教員養成の開放制.....多様な教員養成を認める。
- 高等教育の拡大.....大衆へ高等教育を開放する。
- 国語改革.....ローマ字を採用する。

学生が経験した「学校」そのものである。



すなわち、2000年代までの日本の教育の礎は、まさにこの時期に遡ることができる。



3 第二次世界大戦以後

- ・ 第一次アメリカ教育使節団の教育改革方針
- ・ 教育の機会均等.....教育の機会を等しくする。
- ・ 教育の地方分権.....地方へ教育の管理運営を委ねる。
- ・ 男女共学、9年制義務教育...共通の6・3・3制を導入する。
- ・ 教員養成の開放制.....多様な教員養成を認める。
- ・ 高等教育の拡大.....大衆へ高等教育を開放する。
- ・ 国語改革.....ローマ字を採用する。

およそ20歳～75歳の人が経験してきた教育(制度)は、基本的には共通している。



I 日本の教育制度略史



3 第二次世界大戦以後

※そして、レジュメ1ページ下部の通り日本国憲法ほか、教育基本法、学校教育法、社会教育法、教育公務員特例法など、現在の日本の教育を支える根拠法が、1940年代後半に制定された。

【余談】「教育委員会法」はうまく運用されず、教育委員会制度が1956年の地教行法により改められた。



以下、この部分のまとめである。



3 第二次世界大戦以後



I 日本の教育制度略史



3 第二次世界大戦以後

【重要】

・男女共学、6年＋3年の義務教育など、全国共通の公教育制度は、敗戦後のおよそ1940年代後半までに作られた。

そして、それが2000年代まで続いてきた。



I 日本の教育制度略史



3 第二次世界大戦以後

【重要】

・男女共学、6年＋3年の義務教育など、全国共通の公教育制度は、敗戦後のおよそ1940年代後半までに作られた。

・この公教育制度は強固であった。
地域によらず、公教育のかたちは一定であった。



I 日本の教育制度略史



【重要】

ともあれ、敗戦を経て日本の教育制度は大きく変化した。

敗戦の直前直後における学校系統の変化をレジュメⅡに示した。

まずは、ページを細かく切り替えて、1944年と1949年の学校系統の変化を感覚的に掴んで欲しい。



Ⅱ 学校系統の変遷



ざっと見比べて、2ページの間を考えてみる。



Ⅱ 学校系統の変遷



※ 1944年と1949年の学校系統の変化について、気づいてほしいのは、1944年は、「国民学校だけが共通で、その後の学校系統が枝分かれしていく」。

一方で、1949年は、「基本的に単線（一本線）の学校系統である」ということである。

☆つまり、戦前は、様々な事情・背景により「教育の機会」が制限されていた。

☆典型的には、「性別」である。



Ⅱ 学校系統の変遷



☆戦前は、様々な事情・背景により「教育の機会」が制限されていた。

☆典型的には、「性別」である。

☆女性は、原則として中学校へ進学しない。

→大学は中学校から進学していくことになる。

→ということは？



Ⅱ 学校系統の変遷



☆戦前は、様々な事情・背景により「教育の機会」が制限されていた。

☆そして、「経済力」もある。

☆「中学校」の学費(月)は、教員給与(月)の3倍近くに相当したという。

Oh.....



Ⅱ 学校系統の変遷



☆戦前は、様々な事情・背景により「教育の機会」が制限されていた。

☆つまり、「男性」であり、「経済的に豊かな層」でなければ、中学～大学への道は開かれなかった。

☆1940年頃の中学校進学率は8%程度(!)であったと推計されている。

Oh.....



Ⅱ 学校系統の変遷



☆戦前は、様々な事情・背景により「教育の機会」が制限されていた。

☆そもそも、国民学校より後へ進学する割合も20～30%程度であった(すなわち、70～80%は「小卒」になる)。

・そして、実業学校や青年学校は、職業教育機関であった(青年学校は正規の学校ではない)。

Oh.....



Ⅱ 学校系統の変遷



☆戦前は、様々な事情・背景により「教育の機会」が制限されていた。

☆すなわち、どれほど能力がある人物であっても、「女性であるだけで」「経済的に恵まれないことで」進学之道は閉ざされた。

→教育の機会の不平等 【重要】

Oh.....



Ⅱ 学校系統の変遷



☆戦前は、様々な事情・背景により「教育の機会」が制限されていた。

☆すなわち、どれほど能力がある人物であっても、「女性であるだけで」「経済的に恵まれないことで」進学之道は閉ざされた。

→教育の機会の不平等 【重要】

☆以上に着目し、教育制度の変遷を見ると...



Ⅱ 学校系統の変遷



※複線型学校体系、分岐型学校体系、単線型学校体系
(レジュメ3ページ下部より)



Ⅱ 学校系統の変遷



※複線型学校体系、分岐型学校体系、単線型学校体系
(レジュメ3ページ下部より)

・基本的には、時代を経て、複線型学校体系→
分岐型学校体系→単線型学校体系へ移り変わって
いった。

・大きな違いは、「教育の機会の平等／不平等」
である。

・まず、空欄を埋めていく。



Ⅱ 学校系統の変遷



- 複線型学校体系
 - ~身分などに基づく(複数)の学校系統.....
- 分岐型学校体系
 - ~学校系統が(統合)される。
 - ~身分などにより学校系統が(分岐)する。
- 単線型学校体系
 - ~学校系統が(統合)される。



Ⅱ 学校系統の変遷



※複線型学校体系、分岐型学校体系、単線型学校体系

基本的には、ヨーロッパ(とアメリカ)の学校体系の変遷がモデルである。



Ⅱ 学校系統の変遷



※複線型学校体系(11世紀～のヨーロッパ)

大学

文法学校

予備学校

貴族・聖職者

職業 補修

高等小学校

小学校

民衆など

騎士教育

騎士

学校教育なし？

農奴など

このようなかたちで「身分ごとの学校」
が複数存在していた。

※複線型学校体系(11世紀～のヨーロッパ)



大学

文法学校

予備学校

貴族・聖職者

職業 補修

高等小学校

小学校

民衆など

騎士教育

騎士

学校教育なし？

農奴など

学校システムが複数存在する＝
「複線型」の学校体系ということである。

※複線型学校体系（11世紀～のヨーロッパ）



大学

文法学校

予備学校

貴族・聖職者

職業 補修

高等小学校

小学校

民衆など

騎士教育

騎士

学校教育なし？

農奴など

重要なのは、「身分により学校系統が固定化されている」ということである。

※複線型学校体系(11世紀～のヨーロッパ)



大学

文法学校

予備学校

貴族・聖職者

職業 補修

高等小学校

小学校

民衆など

騎士教育

騎士

学校教育なし？

農奴など

すなわち、「生まれにより学校(教育)
が固定され、将来も固定される」。

※複線型学校体系(11世紀～のヨーロッパ)



大学

文法学校

予備学校

貴族・聖職者

職業 補修

高等小学校

小学校

民衆など

騎士教育

騎士

学校教育なし？

農奴など

女性であるだけで、特定の身分でないだけで、教育のチャンスは閉ざされた。

※複線型学校体系(11世紀～のヨーロッパ)



大学

文法学校

予備学校

貴族・聖職者

職業 補修

高等小学校

小学校

民衆など

騎士教育

騎士

学校教育なし？

農奴など

【重要】これは不平等であろう、ということで「分岐型」の考えが生まれた。

※複線型学校体系(11世紀～のヨーロッパ)



大学

文法学校

予備学校

貴族・聖職者

職業 補修

高等小学校

小学校

民衆など

騎士教育

騎士

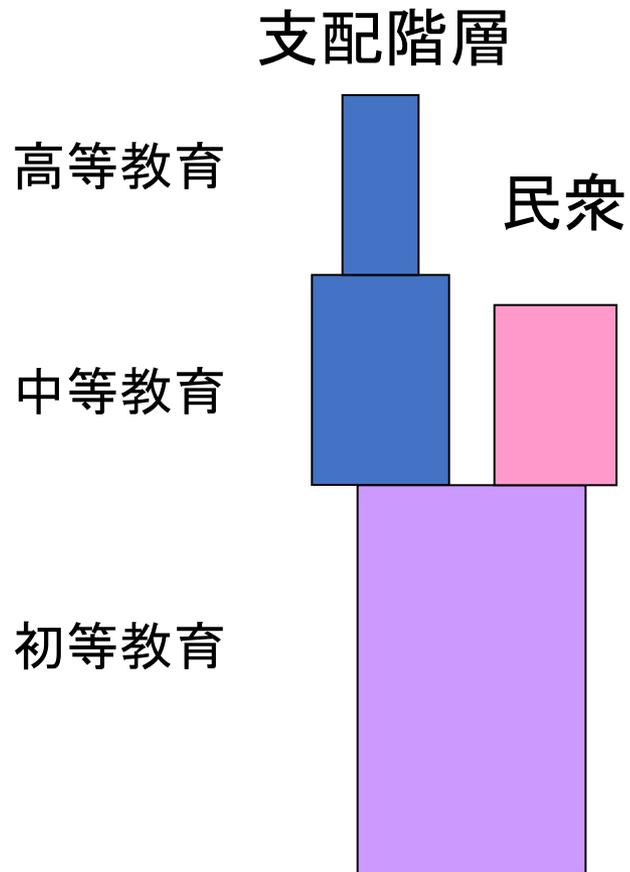
学校教育なし？

農奴など

Ⅱ 学校系統の変遷



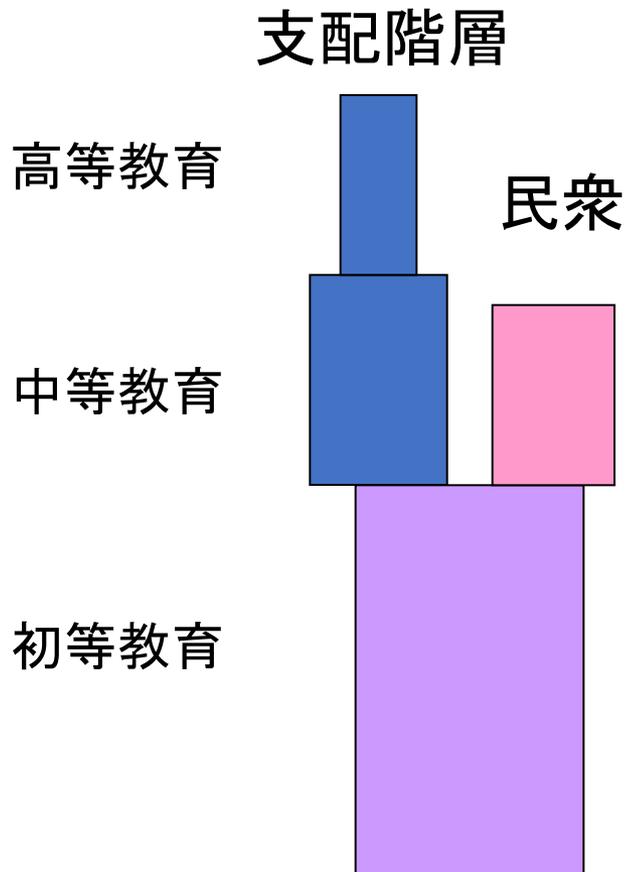
※分岐型学校体系



Ⅱ 学校系統の変遷



※分岐型学校体系



※初等教育段階は、
身分にかかわらず統合される。

※ある段階から、身分により
学校系統が**分岐**していく。

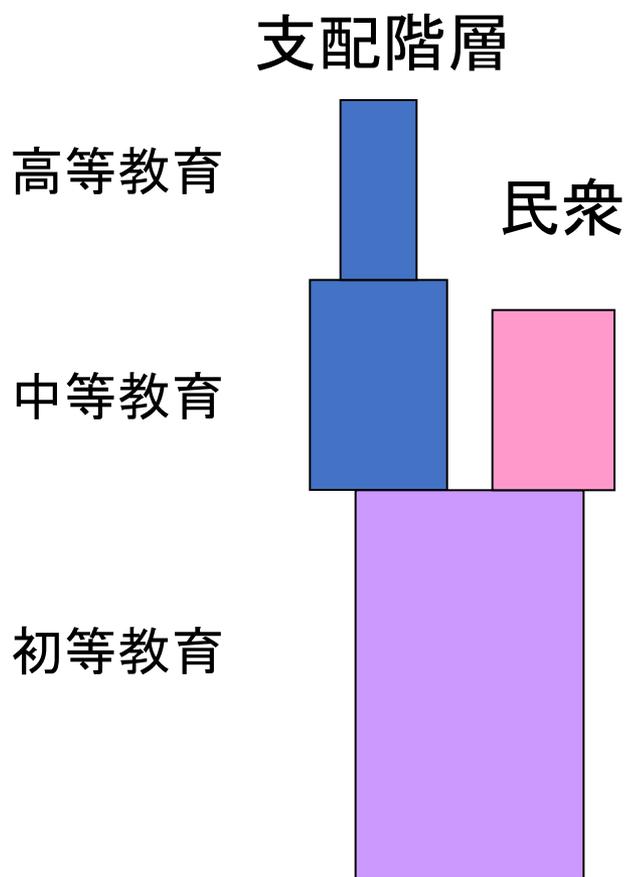
※分岐後の学校系統は、

- ・相互につながりがない。
- ・相互に移動できない。
- ・教育内容が異なる。

初めの学校段階は、身分(や性別)によらず統合される。=教育のチャンスが等しくなる。



※分岐型学校体系



※初等教育段階は、身分にかかわらず統合される。

※ある段階から、身分により学校系統が**分岐**していく。

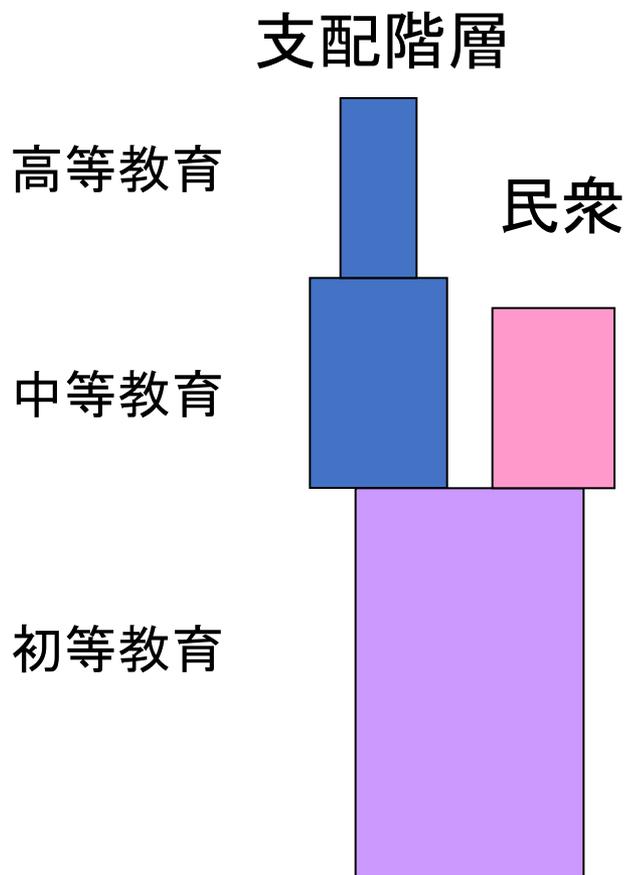
※分岐後の学校系統は、

- ・相互につながりがない。
- ・相互に移動できない。
- ・教育内容が異なる。

しかし、その後の学校段階では、やはり身分などにより進学する学校の種類が固定化する。



※分岐型学校体系



※初等教育段階は、身分にかかわらず統合される。

※ある段階から、身分により学校系統が**分岐**していく。

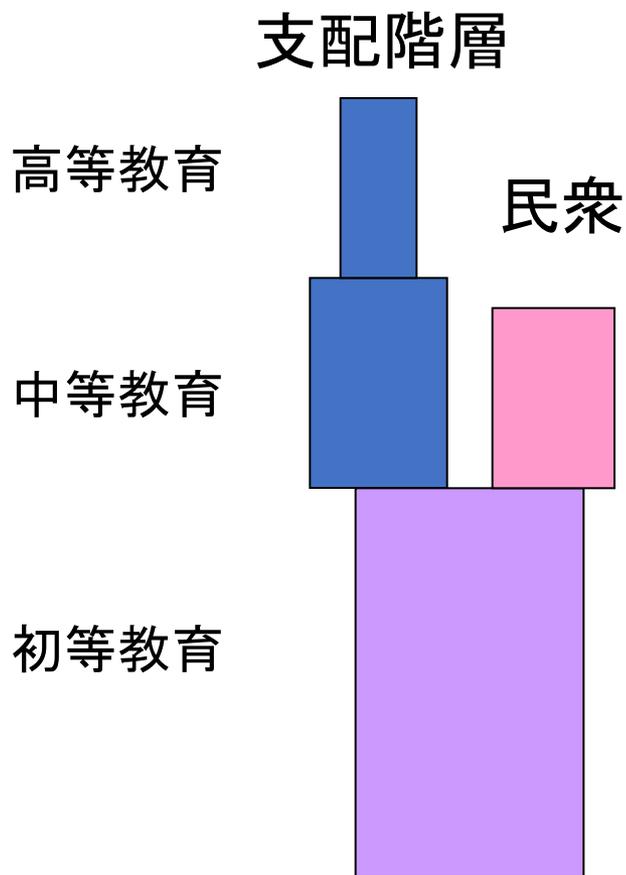
※分岐後の学校系統は、

- ・相互につながりがない。
- ・相互に移動できない。
- ・教育内容が異なる。

これでは、教育のチャンスという意味では
不平等が残るし、身分の固定化にも繋がる。



※分岐型学校体系



※初等教育段階は、
身分にかかわらず統合される。

※ある段階から、身分により
学校系統が**分岐**していく。

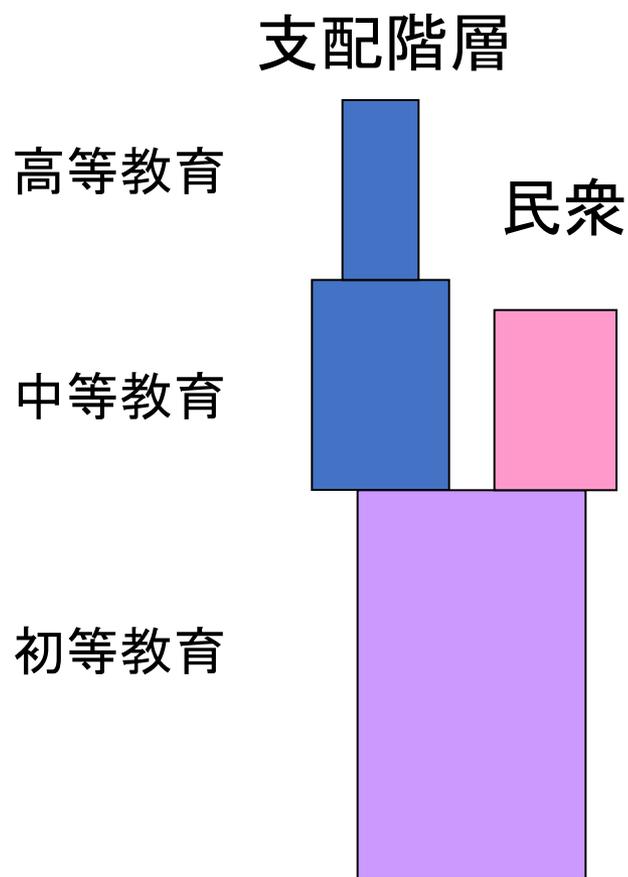
※分岐後の学校系統は、

- ・相互につながりがない。
- ・相互に移動できない。
- ・教育内容が異なる。

【重要】そして、1944年の日本の学校
システムは、典型的な分岐型である。



※分岐型学校体系



※初等教育段階は、
身分にかかわらず統合される。

※ある段階から、身分により
学校システムが**分岐**していく。

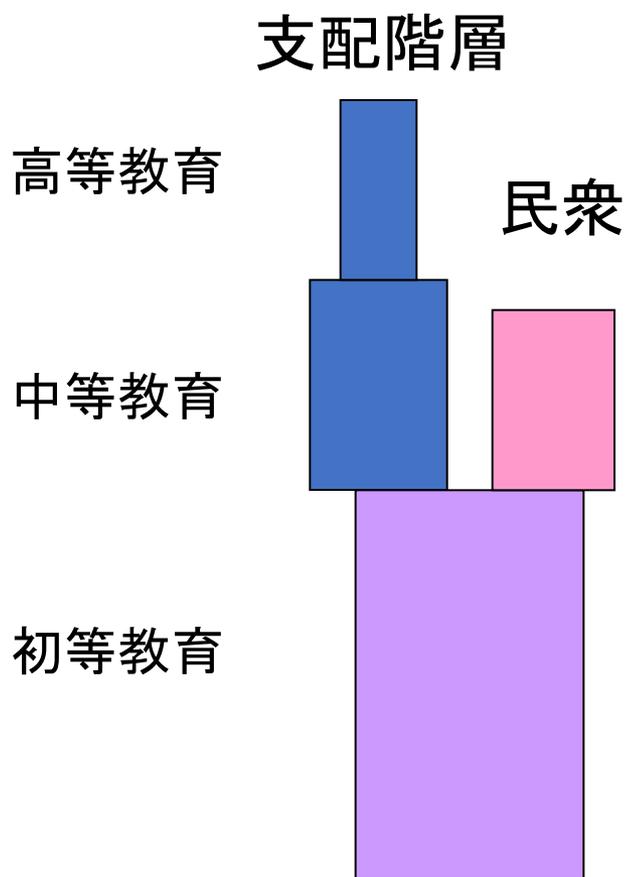
※分岐後の学校システムは、

- ・相互につながりがない。
- ・相互に移動できない。
- ・教育内容が異なる。

性別により、経済的事情などにより、
進学する学校系統が固定化されてしまう。



※分岐型学校体系



※初等教育段階は、
身分にかかわらず統合される。

※ある段階から、身分により
学校系統が**分岐**していく。

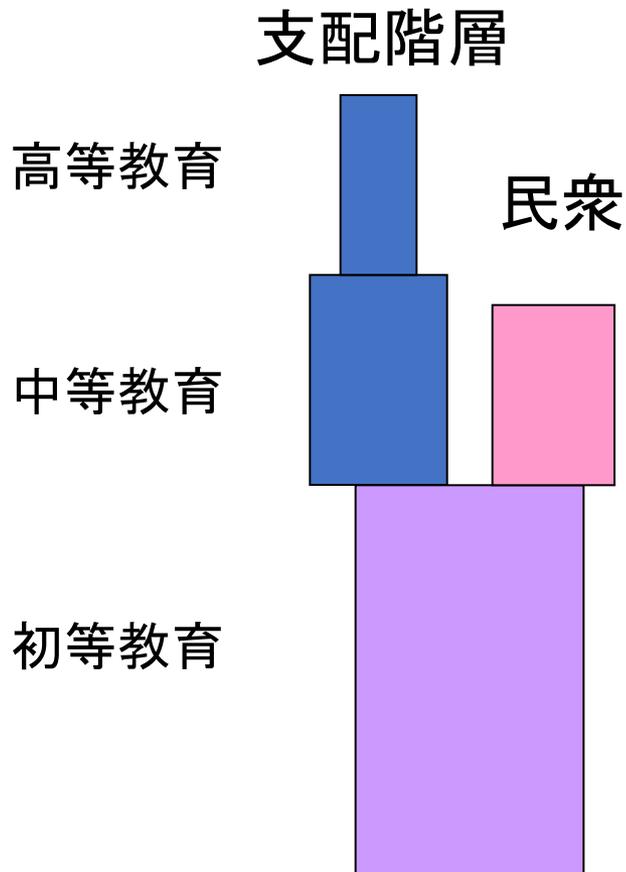
※分岐後の学校系統は、

- ・相互につながりがない。
- ・相互に移動できない。
- ・教育内容が異なる。

そもそも戦前は「身分」が明文化されていた
(いわゆる「貴族」が存在した)。



※分岐型学校体系



※初等教育段階は、
身分にかかわらず統合される。

※ある段階から、身分により
学校系統が**分岐**していく。

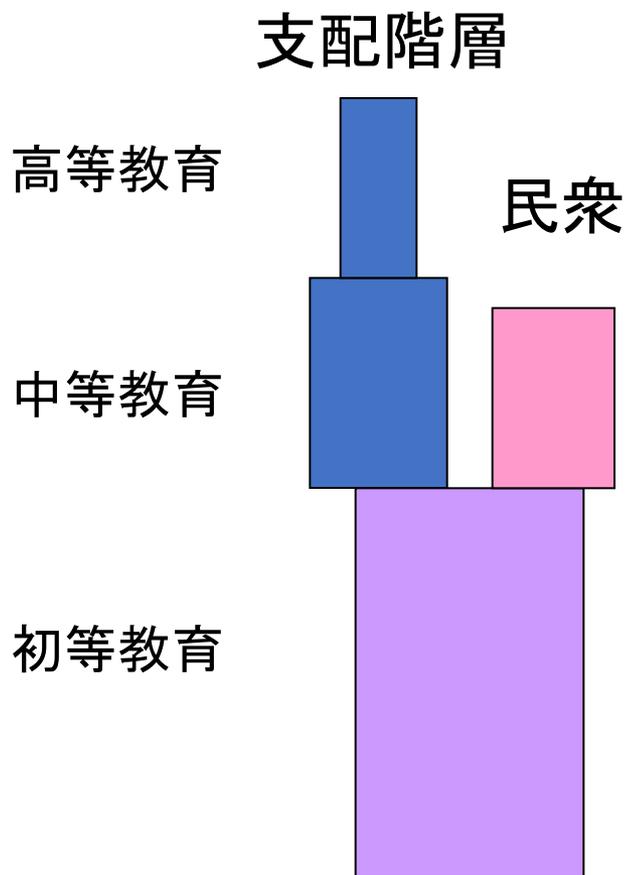
※分岐後の学校系統は、

- ・相互につながりがない。
- ・相互に移動できない。
- ・教育内容が異なる。

現在でも「身分」が存在するヨーロッパでは、これに近い学校体系が残存する国もある。



※分岐型学校体系



※初等教育段階は、身分にかかわらず統合される。

※ある段階から、身分により学校系統が**分岐**していく。

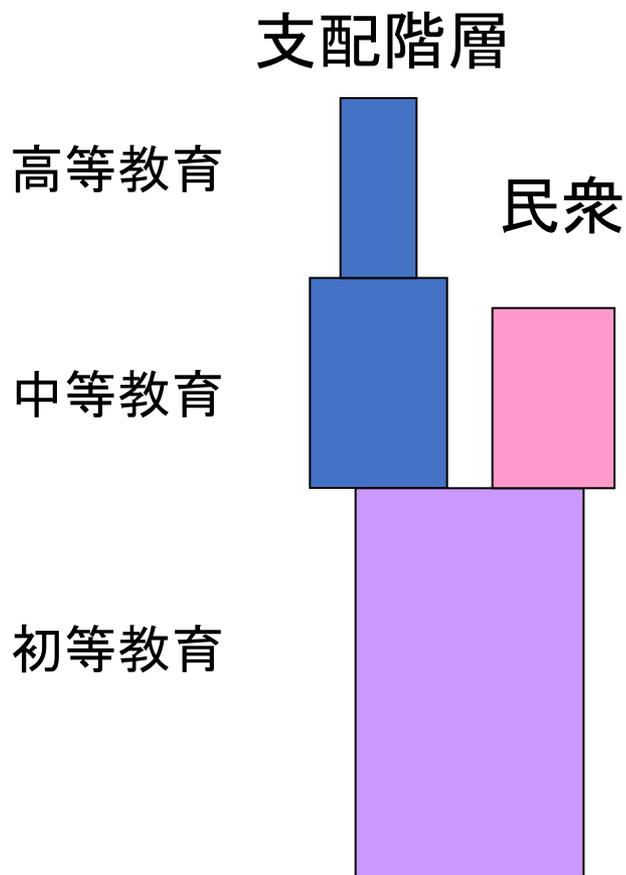
※分岐後の学校系統は、

- ・相互につながりがない。
- ・相互に移動できない。
- ・教育内容が異なる。

しかし、敗戦後の日本の教育改革を主導したのは、アメリカと考えて良い。



※分岐型学校体系



※初等教育段階は、身分にかかわらず統合される。

※ある段階から、身分により学校系統が**分岐**していく。

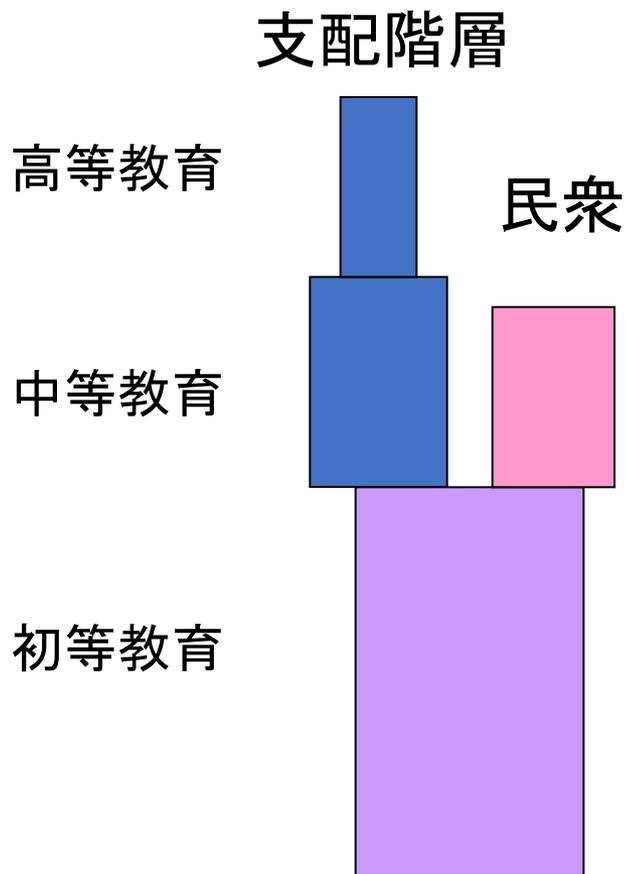
※分岐後の学校系統は、

- ・相互につながりがない。
- ・相互に移動できない。
- ・教育内容が異なる。

そこで、学校系統についても、「アメリカ的な考え方」が導入された。「単線型」である。



※分岐型学校体系



※初等教育段階は、身分にかかわらず統合される。

※ある段階から、身分により学校系統が**分岐**していく。

※分岐後の学校系統は、

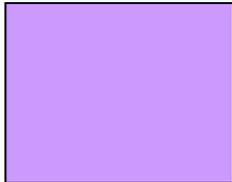
- ・相互につながりがない。
- ・相互に移動できない。
- ・教育内容が異なる。

Ⅱ 学校系統の変遷

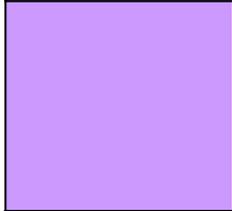


※単線型学校体系

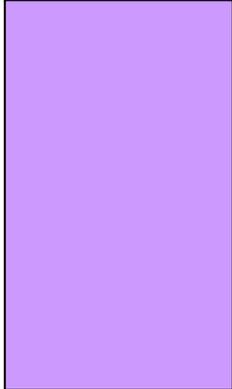
高等教育



中等教育



初等教育



Ⅱ 学校系統の変遷



※単線型学校体系



※すべての(ほとんどの)教育段階が、身分にかかわらず統合される。

※身分、階級、性別、宗教、人種などに関係なく、すべての者が同一種類の学校に通学する。

先述の通りこれは「アメリカ的な考え方」
に基づく学校系統である。



※単線型学校体系



※すべての(ほとんどの)教育
段階が、身分にかかわらず
統合される。

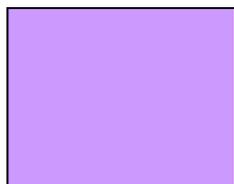
※身分、階級、性別、宗教、
人種などに関係なく、すべて
の者が同一種類の学校に
通学する。

**【重要】「すべての者に教育機会が
平等に開かれる」という考え方に基づく。**

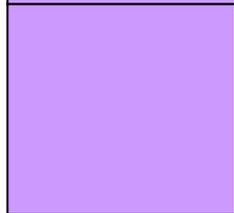


※単線型学校体系

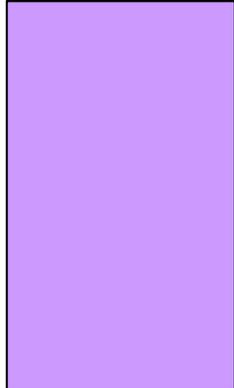
高等教育



中等教育



初等教育



※すべての(ほとんどの)教育
段階が、身分にかかわらず
統合される。

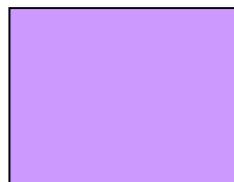
※身分、階級、性別、宗教、
人種などに関係なく、すべて
の者が同一種類の学校に
通学する。

それを踏まえて、1949年の学校系統
(3ページ)を見て欲しい。

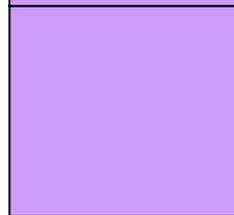


※単線型学校体系

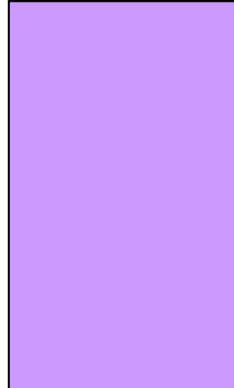
高等教育



中等教育



初等教育



※すべての(ほとんどの)教育
段階が、身分にかかわらず
統合される。

※身分、階級、性別、宗教、
人種などに関係なく、すべて
の者が同一種類の学校に
通学する。

見事に単線（一本線）である（短大も大学であり高等教育も事実上統合される）。



※単線型学校体系



※すべての（ほとんどの）教育段階が、身分にかかわらず統合される。

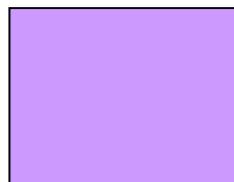
※身分、階級、性別、宗教、人種などに関係なく、すべての者が同一種類の学校に通学する。

これはモデル的な「単線型学校体系」
である。

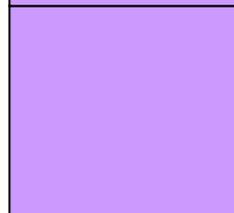


※単線型学校体系

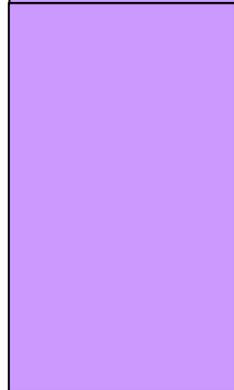
高等教育



中等教育



初等教育



※すべての(ほとんどの)教育
段階が、身分にかかわらず
統合される。

※身分、階級、性別、宗教、
人種などに関係なく、すべて
の者が同一種類の学校に
通学する。

端的には「性別がどうあれ、進学する
学校種が区別されない」学校系統である。

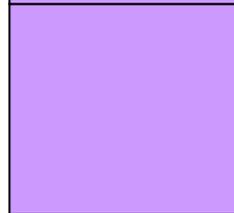


※単線型学校体系

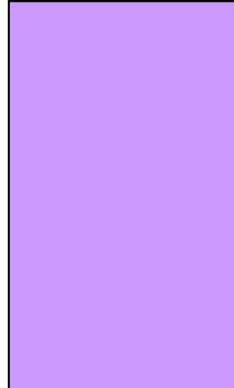
高等教育



中等教育



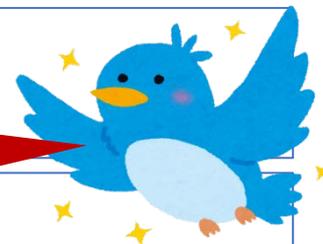
初等教育



※すべての(ほとんどの)教育
段階が、身分にかかわらず
統合される。

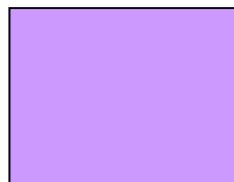
※身分、階級、性別、宗教、
人種などに関係なく、すべて
の者が同一種類の学校に
通学する。

「女性である」だけで、高校進学や大学
進学の道が閉ざされることはない！

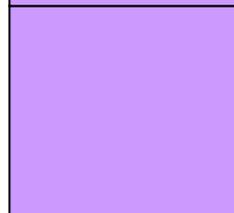


※単線型学校体系

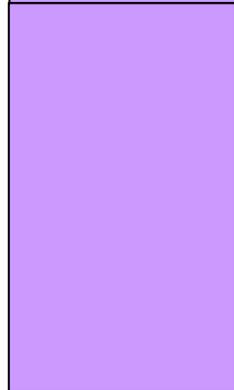
高等教育



中等教育



初等教育



※すべての(ほとんどの)教育
段階が、身分にかかわらず
統合される。

※身分、階級、性別、宗教、
人種などに関係なく、すべて
の者が同一種類の学校に
通学する。

「あたりまえじゃん」と考えるかも知れないが.....



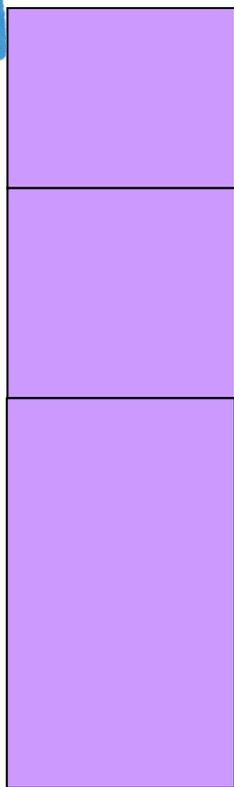
※ 画一型学校体系



高等教育

中等教育

初等教育



※すべての(ほとんどの)教育段階が、身分にかかわらず統合される。

※身分、階級、性別、宗教、人種などに関係なく、すべての者が同一種類の学校に通学する。

戦前の日本では考えられなかった
学校のシステムである。



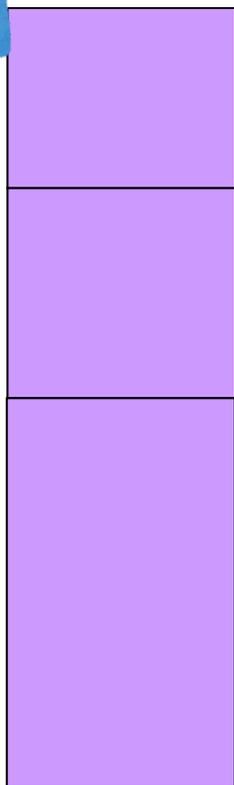
※単線型学校体系



高等教育

中等教育

初等教育



※すべての(ほとんどの)教育
段階が、身分にかかわらず
統合される。

※身分、階級、性別、宗教、
人種などに関係なく、すべて
の者が同一種類の学校に
通学する。

【重要】Ⅱのまとめ

・時代的に、**複線型学校体系**→**分岐型学校体系**→**単線型学校体系**へ移り変わっていった。

・これは、**教育の機会均等**(**教育機会の平等**)を実現するための変化である。

すなわち、**教育の機会均等の度合い**としては、**低い**→**高い** という順になる。

・戦前の日本は、典型的な**分岐型学校体系**、戦後は典型的な**単線型学校体系**である。

Ⅲ 教育の機会均等



Ⅲ 教育の機会均等



- 学校教育の変遷を振り返ると以下の通りとなる。
- 江戸時代：全国で不統一な学校制度
- 明治時代～戦中：全国で統一された学校制度
 - 共通の初等教育で「臣民」を育成する。
 - 中等教育以後は、基本的にエリート層が受ける。
- 戦後（1950年前後）：全国で統一された学校制度
 - 全国民平等の教育機会の保障を目指す。

Ⅲ 教育の機会均等



・そして、かつて確認し、来週学習するように、現在の日本は「法律主義」を取る。

・すなわち、全国民平等の教育機会の保障
＝「教育の機会均等」も、法律で明示されている。

→レジュメ4ページ

Ⅲ 教育の機会均等



【重要】

・「教育の機会均等」を規定する法規は多いが、その代表は、やはり日本国憲法第26条と、教育基本法第4条であろう。

(レジュメ4ページ参照)

下線に注目するとイメージが掴みやすい。



【重要】

・「教育の機会均等」を規定する法規は多いが、その代表は、やはり日本国憲法第26条と、教育基本法第4条であろう。

(レジュメ4ページ参照)

下線に注目するとイメージが掴みやすい。



【重要】

・「教育の機会均等」を規定する法規は多いが、その代表は、やはり日本国憲法第26条と、教育基本法第4条であろう。

→レジュメ4ページ下部の☆については、各自考えて欲しい。

Ⅲ 教育の機会均等



【重要】

→たとえば、「学校体系:」は「**単線型**」と理解すれば良い。

また、「教育の内容:」は、「学習指導要領に定められる」ということになるが.....

Ⅲ 教育の機会均等



【重要】

→たとえば、「学校体系:」は「**単線型**」と理解すれば良い。

また、「教育の内容:」は、「学習指導要領に定められる」ということになるが.....

☆教育の機会均等から見て、上記の長所と短所はどうか。

Ⅲ 教育の機会均等



【重要】

これは、戦後の公教育制度の長所と短所、と読み替えられる。

より具体的には、「教育の機会均等」は間違いなく良い意味があることではあるが、まったく欠点がない仕組み・考えといえるかどうか。

Ⅲ 教育の機会均等



【重要】

これは、戦後の公教育制度の長所と短所、と読み替えられる。

より具体的には、「教育の機会均等」は間違いなく良い意味があることではあるが、まったく欠点がない仕組み・考えといえるかどうか。

そもそも、幼児教育と保育の不平等は長年指摘され続けてきたことである...等々、これは保育科生にも無関係な思考ではない。

Ⅲ 教育の機会均等



以上で、本テーマの本論を閉じる。

本テーマの要点



- 日本の公教育制度略史
 - 公教育制度不在の時代
 - 公教育制度の構築を目指した時代
 - 近年の動向
- 複線型学校体系、分岐型学校体系、単線型学校体系
- 「教育の機会均等」の意味

おわりに

- ・なかなか先が見えないからこそ、「なすべきをなす」ことが求められると考えています。

